

令和5年第21回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年11月6日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 森 山 瑞 江

議 題

1 議案

(1) 議案第42号 公文書部分公開決定に対する審査請求について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポル
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
① その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 0時13分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司

同	学校施設課長	柴宮	深
同	保健給食課長	唐澤	貞信
同	教育指導課長	山本	浩司
同	副参事	風間	浩也
同	学校教育支援センター所長	村瀬	美紀
同	光が丘図書館長	山崎	直子
こども家庭部長		関口	和幸
こども家庭部子育て支援課長		山根	由美子
同	こども施策企画課長	佐藤	重康
同	保育課長	清水	輝一
同	保育計画調整課長	山口	裕介
同	青少年課長	小島	芳一
同	子ども家庭支援センター所長	橋本	健太

教育長

ただいまから、令和5年第21回教育委員会定例会を開催する。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、陳情2件、協議2件である。

まず、本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の案件のうち、議案第42号については、個人に関する情報が審議内容に含まれているので、個人情報保護のため非公開として、報告案件の後に審議を行いたいと思うが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポ
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

それでは、次に陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(2)令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について、継続審議となっている。この協議案件については、本日、資料が提出されている。

それでは、協議(2)令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

森山委員は、初めての参加であるが、毎年やっていて、既に8月からこちらの取組をさせていただいている。担当課長から申し上げたように、昨年度の取組に対する評価である。今年ではない。これを踏まえて次年度の取組に生かすというやり方を取らせていただいている、次の会のときまでに各委員の皆さんの評価をお願いしたいと思っている。ちなみに、かなり大量な分野に臨むが、例えば1項目、教育の質の向上という資料2-2の1ページから6ページまでの間で、この6ページの下段に、3、2、1の評価をしていただく。それから、特記事項があればコメントをいただく。次に7ページから10ページの間でまた同じく評価をしていただくという形を取らせていただいている。これは後ほど各委員からやっていただくことになるが、本日、資料として提示されたところの中で、量が多いので分割させていただこうと思う。まず1ページから6ページの間で何かご意見、ご質問等があれば、お願いしたいと思う。

仲山委員。

仲山委員

内容に関する細かい質問でも構わないか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

6ページの最後のほうであるが、昨年度の主な意見に対して云々というこの最後のところである。囲みの下から3行目である。学校図書利用状況の、推移を把握している。この推移に関して何か特徴的なことがもし分かっていたら教えていただきたい。

教育指導課長

学校別の図書利用件数については、教育指導課のほうで、図書管理システムを運営している。そちらのほうで各学校での貸出し件数が分かるようになっている。最近の傾向としては、本当に学校図書館の利用が活発なところは利用件数を伸ばしている一方、なかなか上昇していかないところも一部ある。そういったところを全体的に引き上げていくことが課題になっていると考えている。また、これは東京都のほうで設定している不読率、1か月当たりに1冊も本を読まなかった子供の割合を数年に1回、調査をしている。例えば小学校でいうと、令和元年度は97.6%、読んでいたと。1冊でも読んでいたというのが97.6%、令和4年度は96.3%と若干落ちているが、大きな傾向としては現在のところは変わっているところはない。読んでいない子供たちにいかにアプローチしていくかということが一つの課題と考えている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。
ほかはないだろうか。
森山委員。

森山委員

2ページのねりま接続期プログラムについて、どのようなものなのか簡単に教えてほしい。

教育施策課長

こちらに記載させていただいている接続期プログラムである。この取組そのものが、幼保小の連携、幼稚園、保育園、小学校が子供を中心に捉えながら、連続した育ちと学びのために一体となって取り組んでいくといった目的を持ったものである。具体的にそのプログラムというものは、幼稚園、保育園の先生方、保育士の方々、小学校の低学年、1年生を担当する先生方にその時期にこういった指導がふさわしいといったポイントをまとめたり、保護者の方と情報交換をしたり、連携する上ではこういった点に注意しながらやっっていこうと。先生方の取組の参考資料というようなものである。これは平成30年に作成したものなのだが、以前は接続期が5歳児の後半から小学校1年生の4月、5月という限られた時間だったが、国を挙げて、かけ橋期という概念に切り替えて、5歳児から1年生の2年間の教育を連携してやっっていこうとなっている。私ども、この接続期プログラムをその考え方にのっとって、今、幼稚園や保育園や小学校の先生方にお集まりいただき、新しいプログラム、新しい参考資料を作ろうということで、現在、作業を進めている。それがまとまったら、教育委員会にご報告をさせていただく。

雑駁であるが、以上である。

森山委員

ありがとう。

教育長

保育園とかが担当している部署が今まで平成23年度までは福祉部局だった。平成24年4月にこども家庭部というのをつくって、教育委員会の中に入った。かつては、保育園と幼稚園は別々の部署でやっていたわけである。それで、小学校と幼稚園、保育園を同じ教育委員会の中で取り組むことになって、かつ今まで幼稚園と小学校、保育園と小学校でつながりが一部にはあったのだが、3つの組織が正三角形になるような形になったのは平成24年の教育委員会に入ってからである。この幼保小連携というのはそれから本格的に始まった。ところが、幼稚園、保育園というのは小学校の準

備段階だという位置づけを保護者などは持っておられたり、小学校はそこまででなく、例えば最低限の身の回りのことができれば、平仮名を全部覚えなくてもいいというようなことを思っていたり、少し温度差があつて、同じテーブルについてから実際の幼保小連携が始まったわけである。そういう中で、例えば国のほうでは、初め、幼稚園、保育園の終わる直前の時期と、小学校に入ってから直後の時期だけ連携をしていればいいのではないかという考えがあつたが、今、担当課長から話があつたように、かけ橋期と。もう少し広範囲にエリアを設けて、小学生に上がるに当たって、様々な取組をしていこうと。いずれにしても保育園、幼稚園は小学校のいわゆる準備段階だけではない。その段階から幼児教育が必要であるという取組である。近々にこれを作成し、教育委員会の中でご報告させていただき予定であるので、よろしく願います。ほかにないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

4ページである。項目8番のICTを活用した教育活動の推進ということであるが、もう大分研究なども進んで、学校でも実質的に日常の教育活動の中でこれを活用した教育が行われていると思う。現状で最先端の活用例というと、どんなものがあるのか少し教えていただけるだろうか。

それが各学校の中で今、ICTを活用した授業が何割程度行われているか、これは大ざっぱな話で結構であるが、そこら辺を少し聞かせていただければと思う。

教育施策課長

今、最先端というお話をいただいたところで、例えば日本全国を捉えて、練馬区が取組が最先端の一部分を担っているかということ、そこまでではないのかなと。基礎的な部分、初歩的な部分、それを着実に進めているというところが現状認識だということも、まずご案内申し上げます。具体的な取組という中で、先生方に対しても、ICTのタブレット等を使って、授業を転換していこう、主体的で対話的で深い学び、協働的な学びといったものが、今の時代に求められているということを繰り返しご案内している。それを踏まえた授業はどんな授業なのかと申し上げますと、かなり単純化するとすれば、今まで先生方が一方向で子供たちに教えていた。先生が黒板、資料等々を使いながら、一方向で子供たちに教えていたものが、子供たちが自ら調べて、興味のある分野だとか、なぜこういったことが起きているのかをタブレット等を使って自ら調べる。そして調べたものをグループの中で話し合ってみる。そして、まとめたものをクラス全体で、まさにプレゼンテーションのように発表する。そういう段階を踏んで、一つの算数とか数学の答えを導き出す、合っているか合っていないかということではなくて、その背景や原因を深掘りして、ではそれがなぜ起きているのかをクラス全体で協働的な学びということで深め合っていく。その段階、段階でタブレットや学習用のソフトを有効に使っていただくことを、私ども教育委員会から各学校、各教員の皆様にご案内している。こういった授業そのものは、学年や教科によっても、その取り組み方が違うので、全ての学校、全ての授業で、9割ぐらいやっているという段階

ではない。タブレットを日常的に使っている、ほぼ毎日使うとか、週3回程度使うとかというようなところが、50%から60%、学校全体を平均化すると、その程度というところまで進んでいるという状況である。これは、ほかの自治体等と比べてもまだまだ取組を進展していかなければ、というような数字でもあるので、そちらのほうは、教育指導課や学校と連携を図りながら、より進めていきたいと考えている。

教育指導課長

今、岡田委員から最先端の取組というお話があったが、11月2日に大泉桜学園で研究発表があって、そこでの取組が非常にすばらしかったので少しご紹介をさせていただこうと思う。

小中一貫教育校であるので、1年生から9年生までいて、エデュスクラムという学習ツールを使って、それぞれの学年でグループをつくって、見通しを持てる計画づくり、分担などをシートにまとめながら、様々な総合的な学習の時間、国語や英語や数学、様々な教科や領域での学習が進められているところであった。大変すばらしかったのが、全ての学年において、ICTタブレットを活用していることである。あるクラスは自分の意見をまとめるために使っている。あるクラスは班の友達の意見をまとめ、整理するために使っている。ある子供は調べ物をするためにインターネットを使っている。あるクラスは、お互いの情報を共有するために使っている。要は、使い方が1つに絞られておらず、そのときの学習の内容や目的に応じ、1年生から9年生まで、それぞれの発達段階に応じて使い分けられていたというのが大変すばらしかったなと考えている。いわゆる文房具のようにというようなタブレット使用の目的が大分達せられてきているのかと思っている。こういった取り組み方ができるようにしていくことが今後の一つの目標になるかなと考えている。

以上である。

教育長

どうぞ。

岡田委員

今のご説明はとてもよく分かった。それで、これからもっと活用していくに当たって、今、見えている課題は大体どんなものがあるだろうか。

教育施策課長

先ほど平均してという言葉を使わせていただいた。その裏には、教育指導課長から申し上げたとおり、学校全体で積極的に進めている学校もあれば、まだちょっと取組が不十分なのかなという学校もある。また、このコロナ禍を契機にゆっくり準備をする時間もなく、一斉にタブレットを配付し、先生方の実践が始まったというところで、混乱や苦労もある。そして、先生によっても得手不得手がある。私ども、ICTの支援員であったり、研修であったり、情報共有の話であったり、いろいろな取組がある。総じて、不得手の方も含めた教員全体の活用能力の向上と学校が目標や計画を持って、

ICTの教育活動を進めていくといった計画づくりと計画の検証、最終的には改善や反省といったシステムというか、回していく取組を全校で同じように進めていきたい。それが最終的には子供たち全員にふさわしいICT教育ができるような環境を整えるといった取組につながっていくと。現在、そういった課題認識と対応策を考えているところである。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

中田委員。

中田委員

5ページの学校図書館管理員に配置を一本化したということで、図書館管理員と図書館支援員の違いを教えてほしい。

教育指導課長

管理員、支援員、その言葉の使い分けということだが、支援員というのは、練馬区内の区立図書館があるが、区立図書館で従事されている指定管理者の業者から学校にそういった人材を送り込んでいただいて、学校図書館の管理や運営などに携わっていただいたということである。一方、管理員は、練馬区が独自に業務委託をして、一つの業者さんに学校図書館の管理運営などをお願いしているということで、雇用の形態が違うというところで、支援員という言葉と管理員という言葉を区別している。令和4年度から、管理員という形で一本化できたことによって、非常に研修の在り方だとか、学校、教育委員会、それから業者との意思の疎通が非常に図りやすくなったところに、大きなメリットがあった。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

それでは、6ページまでは以上とさせていただき、次に7ページから10ページまでのところについて、教員の資質・能力の向上の分野について、ご質問等があればお願いします。

よろしいか。どうぞ。

仲山委員

昨年度の主な意見に対してというところの最後のところである。地域連携事業を活用し、希望する学校は云々のところだが、現在この希望する学校はどのくらいの数だろうか。

教育指導課長

要は、地域連携事業を活用すれば、理科の支援員、理科のボランティア、理科に限らず、様々な内容のボランティアをお願いすることができる。今、詳細について数値を把握はしていないが、そういった学校もあるということで書かせていただいた。
以上である。

仲山委員

細かい話であるが、この謝礼はどのぐらい出しているのか。

教育指導課長

どういう業務かによって、またはお願いの仕方によって若干報償費は変わってくる。報償費という形で、ボランティアの方にお渡しをしているところである。平均的な金額については、後ほど調べてご回答させていただこうと思う。
以上である。

教育長

ほかにないだろうか。
岡田委員。

岡田委員

7ページである。教員研修の充実のところである。教員の採用のことだが、新しく教員になった先生たちのうち、もう1年目で辞めたいという気持ちを持って、現実辞めていく数が増えていっている気もするわけである。そういった1年目の先生方、2年目の先生方に対する、研修で解決できるかどうかは別の話だと思うが、そういった教育委員会としてのアプローチはどのように行われているのか教えてほしい。

教育指導課長

初任者にとって、学校で担任を任されたり、授業を持ったりというのは大変な大きなやりがいでもあるが、大きなプレッシャーを抱えているものである。コロナの時期は初任者研修もオンラインでやるが多かったが、コロナが大分落ち着いたところから、受講者同士と一緒に協議をしたりとか授業研究をしたりということを増やすことが現状としてできている。受講者アンケートの中では、やはり同じ悩みや同じ課題を持つ教員同士で話し合いをしたり、協議をして解決策を考えていたりということが非常に有効であり、自分にとって有意義であるというようなアンケートがある。受講者同士と一緒に学べるというものを機会として増やしていくというのがまず一つ考え方としてある。

それからもう1つは、教育アドバイザーの先生、練馬区内の管理職、校長先生をご退職された先生が本区でも十数名いる。そのアドバイザーの方々が初任者を対象に年に3回学校訪問する。授業を見て、その授業のことについてお話を聞いたり、日頃の学級経営の様子について話を聞いたりとか、そういったことを年に3回、2年次の先生には年2回、3年次の先生には年1回ということで、3年間にわたって6回、アド

バイザーの先生が学校に訪問して、初任者に関して話を聞く機会を設けている。そのやり取りが非常に効果的であり、要は学校の中ではなかなか外に話しにくいことも、アドバイザーの先生には結構、本音をぶつけるとか、逆に言えばアドバイザーの先生は初任者の方のご苦労が非常によく分かるものだから、そういった側面から声をかけてもらうことで、いろいろな悩み事などもお話を聞いているというような実情がある。そういった取組を通して、1年目の教員も自信を持って教職に励めるように努めているところである。

以上である。

教育長

ほかはないだろうか。

仲山委員。

仲山委員

今の意見を聞いて思ったのだが、アドバイザーという方は対面でやられているわけである。何か教員が困ったときに、オンラインで相談をするようなものも役立つと思う。現状、それはしないのか。

教育指導課長

担当のアドバイザーと受講者は、通常はメールで相談につながるできるので、そういったものを活用するなど、可能性としてはあると思う。オンライン、要は画面を通して、画像を通してということかと思う。そういったことについても、可能性としてはできるかと思うので、今後、必要に応じて考えてみたい。

以上である。

教育長

ほかはないだろうか。

それでは、10ページを終了し、11ページから13ページまで、学校の教育環境の整備について、ご質問、ご意見等があればお願いします。よろしいか。

では、次に14ページから15ページについて、家庭教育への支援について、ご意見、ご質問等があればお願いします。よろしいか。

森山委員。

森山委員

15ページのスクールソーシャルワーク事業というところだが、大体このスクールソーシャルワークをする方は何人ぐらいいて、どのぐらいの学校に巡回するのか、配置されているのか。また、どういう相談があるのか、それをどう解決するような過程になっているのか、少し説明してほしい。お願いします。

学校教育支援センター所長

スクールソーシャルワーク事業においては、スクールソーシャルワーカーという専門職職員を学校教育支援センターに配置をして支援を行っているところである。スクールソーシャルワーカーは、専門的な資格を持っており、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を持った職員が対応を行っている。現在20名が学校教育支援センターに配置をされている。この20名が各学校を地区担当制ということで、それぞれの職員が自分の担当の学校を巡回支援しているというような支援の仕方。それから、学校から個別に相談のあったお子さん、ご家庭について、直接支援をしている。そのような形で支援を行っているところである。どんな相談があるかということ、不登校状態になっているお子さんに関して、学校のほうでまずは対応を行っているのだが、学校のほうで関係機関にどうつないでいいかわからないとかいったご相談があるので、そうしたご相談をこの専門職職員が受けているという状況である。解決方法については、個々のお子さん、ご家庭の状況に応じて様々あるが、直接ご家庭に赴いて登校支援として、一緒に学校に行ってみようかと朝の付添いを行うとか、あるいは学校で面談をして、学校を通じて支援をするようなケースもある。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにないだろうか。

それでは、15ページまでは以上とし、次に16ページから18ページの間。学校運営や教育活動における家庭や地域との協働について、ご質問、ご意見等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

17ページの事業成果のところ、学校サポーター登録数に関連することである。令和2年から数年にかけて登録数は増えてきていると思うが、実働数としては、例えば528名の中で概ねどのぐらいの方が実際にサポーターとして働いたのか。その辺をお伺いしたいと思う。

教育指導課長

学校サポーター登録の中から、学校が人材を見つけて、個別に依頼をするというところで、教育委員会でそのご報告を義務づけているものではない。はっきりとした数字については、今申し上げることはできないが、こういったサポーターの登録がこうして大きく数字を伸ばしているということは非常に価値があると考えている。

以上である。

教育長

副参事、先ほど手が挙がったが、何かあるか。

副参事

今の答弁と同じなのだが、現状、手持ちにないもので、また改めて、お知らせできるものについてはお伝えしたいと思っている。

以上である。

教育長

仲山委員。

仲山委員

いずれにしても、サポーターの登録数が増えているということは、学校のこういったことに協力したいという関心を持つ人が増えているということは確かなことか。

教育指導課長

おっしゃるとおりである。メールとか、電話とか、または来庁されて、自分はこういう技術を持っているのだが、学校に協力できないかというようなお申出が様々ある。そういう方々に、こういったサポーターの登録ができるということをご紹介しているといった形で、数が伸びていったところがあるかと考えている。

以上である。

仲山委員

実際にその人をお願いするかどうかは現場で決められることだろうか。

教育指導課長

委員、お見込みのとおりである。

仲山委員

最近、いろいろな不祥事が起こっているのです、こういう方々に対しては履歴をしっかりと調べるとかいうことまでは多分されないと思うので、この人たちの関連する事件が起きないようにはしていただきたいと思う。

教育指導課長

今、お話しされたとおりで、特に何かこちらのほうで、一般的な雇用をするために面接などをするわけではない。あくまでも申請書の中に自分ができる教育活動であるとか資格や免許、または職歴などについてご記入いただいたものをこちらでお預かりして、それを登録する形になっている。なので、登録名簿だけを見て、すぐにお問い合わせもいいものかどうかを、やはり学校の中で判断していただくことになるかと思う。そういった難しさも反面はらんでいるというのは学校も私どもも認識しているところである。

以上である。

教育長

ほかはないだろうか。

それでは、次の19ページから23ページ。支援が必要な子供たちへの取組の充実。いじめ・不登校などへの対応について、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいか。

では、中田委員。

中田委員

19ページのスクールソーシャルワーカーの個別支援対象者数というところ。先ほどスクールソーシャルワーカーが20人ということだったので、令和4年度は20人としたとき、この対象者数を20人で割って見られているのかを教えてください。

学校教育支援センター所長

スクールソーシャルワーカーの支援件数と配置の人数についてご質問をいただきました。先ほど20名とご答弁申し上げた人数については、今年度、令和5年度から4名増員をして20名体制を取っている。昨年度の令和4年度については、16名の職員体制で支援を行っていたものである。

以上である。

中田委員

そうしたら、16名の方でこれだけの人数の方を見ていたということか。

学校教育支援センター所長

そのとおりである。

教育長

岡田委員。

岡田委員

19ページである。全体的なお話を伺いたいが、四角囲みの一番下の(3)番の研修等の実施である。ここはいじめ防止をテーマにした研修をするとあるのだが、今、やっている研修の中身についてこんな研修をやっているというその内容を少し具体的に教えていただければと思う。

副参事

今、お話にあったいじめや不登校等に対する研修なのだが、様々な場面で行われている。主には生活指導担当者連絡会、それから初任者研修から始まる年次研修の中でもそういった教育課題について取り上げているところである。様々な職層に応じて、いじめや不登校の中心的な対応をする生活指導担当者であれば、具体的な実践事例等を用いながらいじめや不登校の対応解消事例などを取り扱うことなどを行っている。

また、初任者の1年次、2年次、3年次等の研修においては、いじめ防止の基本的な考え方であるとか、そういったものを区の資料などを活用しながら実施しているところである。

以上である。

教育長

どうぞ。

岡田委員

私が学校に勤務させていただいたときも、このいじめ・不登校のことがずっと話題になっていて、なかなか解消しない。むしろ今どんどん増えていくという中で、研修をやっていくということだが、研修の在り方そのものを何か変えなければいけないのかという気もしている。これからの方向性として何か新しい研修の内容だとか方法について、お考えがあれば教えていただければと思う。

副参事

最近、問題行動調査というのを文部科学省のほうでやっているのので、いじめや不登校等は問題行動といった呼び名になってしまう。そもそもいじめというものはどこにでも起こり得るものであるのので、できるだけ早期に発見するというので、いじめの件数の増加自体を問題視しているというわけではなく、どんどん軽微なものから発見しようというような方向で、今、研修を行っている。そういった広がりをもっともっと学校、それから教職員一人一人広げていくために、いじめ防止のパンフレット等を使いながら広めているところである。

また、不登校についても、学校復帰のみを目的としないという形で、方針のほうも大きく変わっている。一人一人に寄り添った支援。支援から取りこぼされないような在り方というような形で、多様な支援の在り方を学校全体で考えていこう、組織的な対応をしていこうということを主眼として、不登校対策方針も定め、そういったものを普及・啓発しているところである。

研修の在り方についても、なかなか難しいところはあるが、これ以上、何か増やしていくというような方向性も一つである。大切な教育課題についてはしっかりとやっつけていかなければならないが、各学校の中で時間を見つけて、OJTというような形で進めていったりとか、それから今後、区として広めていきたい研修については、例えばオンデマンド型の配信で、いつでも時間の都合をつけて視聴できるような形にしたりと、そういった工夫をしながら、広めていく努力はしていく形で今、考えているところである。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

どうぞ、仲山委員。

仲山委員

23ページの昨年度の主な意見に対してというところの下から2つ目である。児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習機会を充実するためにということだが、今まで教育委員会でも不登校に関する議論をする機会が幾つかあったので、また同じようなことを聞くことになり恐縮であるが、フリースクールに通っている学生、子供たちは出席扱いになるのだったか。あるいは、小学校を卒業したとか中学校を卒業したという資格が得られるのだったか。

副参事

フリースクール等、民間施設を利用している子供たちの出席の取扱いについては、文部科学省のほうで取扱いの指針が出ているところである。その中にある幾つかの条件を満たすことによって、出席の取扱いができるようになってきている。また、卒業認定についても、校長と保護者、当人とよく話し合いながら、将来に鑑みて適切な対応ができるように、各校がそれぞれの事例に応じて取り扱っているという実態である。
以上である。

仲山委員

フリースクールの件であるが、最近、フリースクールに通わせるとなると経済的負担が大変だということで、それを補助してもらえないかという意見が出ているようだが、現状はどうだろうか。それから、将来、フリースクールに通っている方への経済的補助を検討する方向があるとか、その辺りを教えていただきたい。

副参事

フリースクールの授業料等というところについては、最近、報道もされているところである。一つの選択肢として、学校以外の場所で学ぶ機会を保障して、それについて認めていこうという方向性であり、今、委員がおっしゃったとおりの議論が、今後、深まっていくのかなというところである。とはいえ、フリースクール自体の考え方が様々である。必ずしも不登校対応のみを目的としたフリースクールだけではなく、独自の教育理念に基づいて実施していく、そういったフリースクールもある。

東京都が現在、補助事業を昨年度から始めていて、フリースクールに通っていて、かつ不登校の家庭に対して、調査実証事業をやっている。その調査の中で、東京都が今、情報を取りまとめているところであり、どのような支援が行われているか。それによって、今後、東京都のほうからある程度の回答が出てくるので、そういった動きを注視しながら、区としても対応を考えていきたい。

以上である。

教育長

岡田委員。

岡田委員

今の調査のことでお尋ねしたいのだが、その東京都の調査というのは家庭に直接調査用紙を配布するのか。それとも、学校が仲立をして調査をしていくのか。どちらだろうか。

副参事

都が行っているのがフリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業というもので、協力者の募集を行っている。こちらは学校のほうから周知される場合もあるし、各フリースクールにもそういった情報があるので、利用しているフリースクールから案内される場合もある。また、東京都のホームページでもこちらは公開されているもので、そちらを介して、学校とフリースクールそれぞれのほうに各家庭から申請用紙が上がってくるという形で、今、調査がされているという状況である。

以上である。

教育長

ほかにないか。

副参事

申し訳ない。ご質問の調査回答というところで答弁漏れがあった。調査の回答について、各家庭が都教育委員会のほうに上げるような形。それで東京都が取りまとめていると聞いている。

以上である。

教育長

ほかにないか。

それでは、次に24ページから26ページまで、さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援。これについてご質問、ご意見等があったらお願いします。

仲山委員。

仲山委員

26ページのところだが、昨年度の点検・評価のところ、一番上である。中3勉強会に関連して、中1、中2生への拡大を検討してもらいたいという意見が出たが、下のほうの現在取り組んでいることの中には、中1、中2への拡大のことに関する記述はないが、これは現在どんな状況になっているのだろうか。

学校教育支援センター所長

今お尋ねのあった中3勉強会についてである。この事業はもともと生活困窮者自立支援法の生活困窮者の子供に対する学習支援事業ということで始まったものである。そうした経緯もあり、この事業の大きな目的としては、子供たちが将来の進路選択の幅を広げて、自立した生活を送れるようにするというところがこの事業の最大の目的

で行っている事業である。そうしたところを踏まえ、お子さんたちが真剣に自分の進路を振り返り、検討を始める中学校3年生という学年で集中的にこうした事業を行うことで、事業の効果を上げられることから、中3生に限ってこの事業を行っているものである。

以上である。

仲山委員

そうすると、今のところはその事業の範囲としては中1、中2への拡大は考えていないということだろうか。

学校教育支援センター所長

ただいまご答弁申し上げたとおり、中3という進路選択の時期に集中的に行うことで効果が見られる。この事業に関しては中3生を対象として基礎的学力の定着、それから将来の進路選択、進路支援を行っていきたいと考えている。

以上である。

教育長

私からも。ただいまの件だが、かつては全員希望者が入れなくて抽選によって選んでいた。それが1点。2点目に、結局、全員が入れるように施設の会場の拡大をなさっている。そういった事業者の場所と人数等をお願いする。

学校教育支援センター所長

今、教育長からお話があったとおり、会場については、現在、拡大をしており、区内7か所で行っている。各地域の図書館、それから学校教育支援センター、男女共同参画センター、勤労福祉会館等で、幅広く事業を行っているものである。年間を通じて80回、勉強会を開催しており、現在のところ、令和4年度については193人の方にご利用いただいているものである。

以上である。

教育長

まず、福祉部から移管されてまだ7、8年しか経っていないのだが、あの頃は100名いなかった。50名から100名ぐらいの感じで、応募者が多い場合は抽選でやっていた。それはいくら何でもかわいそうだと。福祉政策としてやっている以上、さすがに希望者を全員入れてあげなければかわいそうであるということが1点で、定員拡大をし、場所も増やして、そして、現在、希望者は全員入れるようにした。そこで、我々が目指すところは、いわゆる全日制の普通科の都立学校に行ける学力を養っていただくということで、中3勉強会として提唱して始めている。確かにご希望として、低学年にもというものはあるが、まず、最初の目的が完全に達成されるまでは、学年を下げるというのは難しいというのが現在の状況である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

25ページのところ、外国人の子供とご家庭への支援ということである。これは現状のお話で言うことだが、中3勉強会に外国人の保護者が来たりして、そのときにいつも問題になるのが、進学をする願書の書き方とか、そもそも入学制度が分からないとか、かなり具体的な困難を訴えてくるご家庭がある。学校でも結構やっていると思うが、現状ではなかなかかゆいところに手が届かないようなところがあるようだ。その保護者は、いろいろと訴えてくるが、それも日本語が不十分なので、英語で話される。なので、この項目2の外国人児童・生徒とその家庭の支援ということで、実態としては、学校も一生懸命にやっていたいただいていると思うが、それでは届いてないご家庭があるということも把握しておいていただきたいと思った。

以上である。

教育指導課長

今、委員のお話にあったとおり、児童や生徒に対しては日本語指導の講師を派遣することによって、一定の時間、日本語やまた日本の文化に関する学習をすることはあるが、保護者の方に対してのフォローとか必要な支援については、その中では十分にはできない部分がある。そういった課題があることについては認識させていただいているので、関係各課と外国人児童・生徒への支援の在り方については、今後も検討してまいりたいと考えている。

以上である。

副参事

今、進路のお話が出た。東京都教育委員会では都立高校の入学案内については、各言語について配布しているところである。そうしたご家庭で、お困りということであれば、もしかしたら行き届いてない現状もあるので、引き続き、こちらが学校のほうにお困りのご家庭へ漏れなく配布できるようにという働きかけを進めてまいりたいと思っている。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

それでは、26ページまでは以上にして、27ページから29ページまで。障害のある子どもたちなどへの支援。これについて、ご意見、ご質問があればお願いします。

森山委員。

森山委員

27ページ、副籍交流の実施というところである。本当に小さいうちから都立の特別支援学校に行った人たちは地域での交流が、地域のその子がいたということとか、または地域の友達に全く恵まれなかったりする。それで、ぜひ副籍交流の充実をさらにしていただきたいと思うのだが、これを読むと医療的ケア児のことでたん吸引等の研修とかもあるが、ぜひ知的障害においてもその障害特性等をしっかりと先生たちも学んでいただきたいと思っている。なので、なかなかコロナで難しかったとは思いますが、研修会の実施をもっと増やしてほしいと思った。

それから、29ページの上の2つ目の丸だが、ここは昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）というところを書いてあるが、就職に関する情報を積極的に提示して、障害のある子供でも自分が何をできるのかを検討する機会を与えてほしいと書いてある。この書きぶりが少しどうかと思う。障害があっても、やはり仕事の切り出しによって、その子ができることはたくさんある。だから、この本人の問題ではなく、やはりそういう職業的な環境を整えることや、仕事の切り出しをしていくことが非常に大切なので、やはりそういうところに重点を置いて今後もこうした研修とまたはこの障害理解についてしっかりと取り組んでいただきたいと思った。要望である。

学務課長

私から副籍交流の件でお答えをさせていただく。我々も副籍交流は大変重要だと考えている。令和2年であるが、コロナ禍というところもあり、直接交流がかなり減り、その代わりの間接交流が増えてきたという経緯もある。そうしたところも踏まえ、令和2年度に副籍交流の事例集を作成して、各学校のほうに周知をしてきた。この間、令和3年、令和4年、タブレットが各児童・生徒に配付されたというようなところもあり、オンラインでの副籍交流も増えてきているというような状況がある。こうした状況を鑑み、各学校で取り組んでいる副籍交流をまた新たにまとめた上で、各学校に周知をしていき、各学校の副籍交流が、さらに活性化していくように取り組んでまいりたいと考えている。

以上である。

副参事

あわせて、私から教員の研修についてお話をしたいと思う。特別支援教育の研修については、非常に重要度が増していると思っている。特別支援コーディネーターや、固定学級等の教員に対しての研修はこれまでも充実させてきたところではあるが、それ以外にも通常学級の教員にも、特別支援の理解については、どんどん深めていかなければいけないというところである。今後そういった通常学級の教職員に対しても、そういった研修を充実していけるように検討を進めてまいりたいと思う。

また、もう一つ、お話にあった障害のある子が社会に出たところでのというような

お話があった。このことについても、私たちも非常に大事な視点と思っている。例えば今年度については、練馬区内に所在する都立の特別支援学校の校長先生などを講師に招いて、障害のある方がどういった形で社会的自立を図っていくのか、どういった形で社会に出ていくのかというお話をさせていただいたことで、義務教育が終わった後、どういう形で社会につながっていくのかについての知見を深めたところである。引き続き、我々としても、実際に当事者の声なども取り入れたような研修も検討しているので、充実を図っていきたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

では、29ページまでは以上とし、30ページと31ページ、相談支援体制の充実。こちらについてご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。

それでは、31ページまでは以上とし、次は32ページと33ページ。新しい児童相談体制の充実。こちらについて、ご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。

次、34ページから36ページまでである。支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実。こちらについて、ご意見、ご質問があればお願いします。

中田委員。

中田委員

34ページの下の方に障害児保育研修を実施したということで、この研修受講者数がかなり多くて、変化としてはすごくいいと思う。実際にこの研修をした後、障害児を受け入れた後の様子というか、これは多分、受け入れる前の研修かと思うので、実際に受け入れた後の研修とか見学とかは行ったのか教えてもらいたい。

保育課長

34ページの下段になるが、障害児保育研修である。区内に保育施設は約360あるが、障害児の受入れにかかわらず、職員の方で希望される方がこのような研修を受けていただいているところである。なお、その障害児の受入れの状況を少しご説明すると、区立の保育園では全園で受入れを行っているが、私立の保育園ではようやく今半数程度、50%から60%ぐらいまで受入れが進んできているところである。ご案内のように、差別解消法であるとか、当然、合理的配慮の義務また不当な差別的取扱いの禁止があるので、私どもとしてはこういった研修、またはその上に書いてある巡回指導、また障害児を受け入れた際の人的な加算ということで、上限月額30万円まで人件費の部分を支援させていただいているので、こうした取組を通じて障害児の受入れをさらに進めていきたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

仲山委員。

仲山委員

36ページの昨年度の主な意見に対してというところの丸の2つ目である。学習の遅れが見える児童生徒に対しては、休み時間や放課後等を利用した補習を行っている。これは、各学校の先生が独自に行っているということか。

副参事

36ページのところだが、ヤングケアラーのここに対する実態調査から見えてきた、課題への対応というところである。これはヤングケアラーのお子様だけではなく、それぞれ学習が遅れている児童・生徒については、教職員が必要な支援を行っているところである。それぞれ今、教員が担っていて、学校のほうではサポーター等が担っている部分もあるかと思うので、今後の方向性としては専任の支援者配置については検討していく。今現在、そうしたところが具体的にヤングケアラーの専任として、話は進んでいないので、引き続き、学校生活支援員等を使って、そういった生活の支援を行うことや、必要な学習支援については教員、それから地域の人材等も活用しながら、地域未来塾等も活用して行っているところである。

以上である。

仲山委員

ということは、ここの内容としては、現在は専任の支援員がやっておらず、個々の教員に任せているので、今後は専任の支援者の配置について検討していくという説明だろうか。

副参事

現在、ヤングケアラー専任の支援者の配置については、まだ議論が進んでいるところではないというのが現状であるので、今現在、教員が中心になる。ただ、必要に応じて、放課後等では地域未来塾等で、地域人材を活用しながら、遅れの見られる児童・生徒の学習の支援は行っているところである。

以上である。

子ども家庭支援センター所長

今、ヤングケアラーに関して、支援のところで専任の者はいないという話があったのだが、現状、実際に支援が必要なご家庭のお子さんがいらっしゃった場合については、子ども家庭支援センターにご相談をいただき、様々なサービスにつなぐなど支援をしている。学習面だけでなく、その背景にどのようなことがあるのか等も含めて確認した上で、様々な支援を組み合わせ、家庭と子供が安定した生活ができるように支援をしている現状がある。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

35ページの項目3のひとり親家庭等への支援のことだが、目標がひとり親家庭に児童扶養手当などを支給してということである。今後の取組として、下のほうに、生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携しながらということが書いてある。それで、質問の趣旨は36ページになるが、四角囲みの上のほうの、昨年度の点検・評価における主な意見の一番下の丸のことにに関してだが、ひとり親家庭が求める支援は多様であると書かれている。それで、さっき読ませていただいた手当に関することはもちろん必要な支援だと思うが、ひとり親家庭が求める支援は多様であるというのは、私も本当に多様だと思う。それで、多様な支援が必要だということに対して、福祉部と連携しながら対応と書いてあったわけだが、具体的にどういうふうにも多様な支援を考えていまして、これからどういう支援を連携しながらやっていくのか。細かく一つ一つのことを挙げられないと思うが、こんな多様な支援を考えているという例を教えてくださいなと思う。

子育て支援課長

まず、ひとり親家庭をどのような形で支援につなげていくかというところで、福祉部と一緒に考えた中で、最初にやったのは、10階に私ども、子育て支援課があり、そこで児童手当、児童扶養手当の申請を受け付けている。同じ10階のフロアの中に、福祉部のひとり親家庭の支援をする係を置いた。というのは、自分がひとり親家庭だということをなかなか申し出ずに支援をしてもらいたいとお考えになる方もいらっしゃる。あるいは児童扶養手当、児童手当の申請の中で、お話を伺っている中で、ほかの支援も福祉部につなげたほうがいいのではないかと思われる方がいらっしゃったら、すぐにつなげられるように、まず環境整備をした。

それから、福祉部の支援の中身になるが、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを福祉部のほうで考えている。ひとり親の方がお子さんを育てながら、どう自立をしていくかという中で、例えばひとり親になる前からの相談ということも福祉部のほうでやっている。例えば、養育費が実際に何の取決めをしていないともらえないということがある中で、ひとり親になる前に取決めができるような支援をするであるとか、あるいは資格を取って、働いていくために、その資格を取る間の子供の保育について支援をするであるとか、いろいろなことをひとり親家庭の自立応援プロジェクトの中で用意していると聞いている。そういったものについても福祉部と連携をしながら、お金の面ということであれば子育て支援課で行い、様々な人のつながりであったり、あ

るいは保育の関係であったり、そういったところについては、同じフロアの中であるので、日々、協力や情報共有しながら支援をしているところである。

以上である。

教育長

ほかにはないだろうか。

それでは、36ページまでは以上とさせていただきます。

あとは、段落が小さく区切っているため、これから先、2番の子どもの教育・保育の充実については、37ページから42ページまで一括してご質疑を賜りたいと思うのでお願いします。

それでは、37ページから42ページまで、何かご意見、ご質問があればお願いします。よろしいだろうか。

では、42ページまでは以上とし、3番の子どもの居場所と成長環境の充実について、49ページまで何かご質問、ご意見があったらお願いします。よろしいだろうか。

では、49ページまでは以上とし、最後に50ページ、51ページ、新型コロナウイルス感染症対策に係る取組についてである。もう既に今年度の5月8日から5類に移行されているが、昨年度までは2類相当だったので、この間、様々な取組を考えていたところである。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。よろしいだろうか。

では、今回の新型コロナについては、令和4年度の実績、取組であるので、今年度からについては、この新型コロナの取組については入っていないということで、次年度の点検・評価から外したいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この案件は以上である。次回以降、またよろしくお願ひしたいと思う。他の継続審議中の協議1件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① その他

教育長

本日は、報告事項がない。
事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにない。
以上である。

教育長

それでは、報告は以上となるので、初めにお諮りしたとおり、議案第42号の審議をお願いしたいと思う。議案関係者以外の事務局職員は退席をお願いします。